

千葉市公告第429号

制限付一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年5月28日

千葉市長 神谷 俊一

1 制限付一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

千葉市若葉消防署都賀出張所基本設計業務委託

(2) 概要

入札説明書及び仕様書等のおり

(3) 委託期間

契約締結の翌日から210日間

(4) 委託場所

千葉市若葉区都賀の台2丁目20番21号

2 入札参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和8・9年度千葉市測量・コンサルタント入札参加資格者名簿に所在地区分が市内、業種が建築関係建設コンサルタントで掲載されている者であること

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所による再生計画の認可決定がなされていないもの

オ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

カ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む。）を完納していないもの

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

ク 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、入札参加申請期限の日から入札日までの間に受けている者

ケ 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36条）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者

(3) 建築士法第23条第1項に定める建築士事務所の登録を受けている者であること（内容確認のできる書類を添付すること）

(4) 公告の日を基準として過去15年間に、官公庁が発注した延床面積300㎡以上の建築物（共同住宅、学校を除く）の建築コンサルタント業務（新築工事または増改築工事に係る設

計業務に限る)を、元請けとして履行した実績を有する者であること(内容確認のできる書類を添付すること)

- (5) 建築士法第2条第2項に定める一級建築士の実務経験を8年以上有する技術者を主任技術者として配置できる者であること(内容確認のできる書類を添付すること)

3 契約事務担当課

〒260-0854

千葉市中央区長洲1丁目2番1号

千葉市消防局総務部施設課

電話 043-202-1648

ファクシミリ 043-202-1639

メールアドレス shisetsu.FPG@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書等の配付及び提出

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請書に必要事項を記入の上、本市が必要とする書類を添付して提出すること。

(1) 配布場所等

千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内「測量・コンサルタント」の当該事業の箇所からダウンロードすること。

(2) 提出書類

入札参加資格確認申請書

(3) 提出場所等

公告の日から令和8年6月5日(金)までに、前記3の契約事務担当課に提出すること。持参の場合は土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時00分から午後5時00分までとし、郵送の場合は令和8年6月5日(金)午後5時00分までに書留郵便にて必着とする。

5 質問書の配付及び提出

(1) 配布場所等

千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内「測量・コンサルタント」の当該事業の箇所からダウンロードすること。

(2) 提出書類

前記3の契約事務担当課から、入札参加資格確認結果通知書の通知を受けた日から令和8年6月18日(木)午後5時00分までに前記3の契約事務担当課に電子メールにて提出すること。なお、提出期限までに質問書の提出がない場合は、質問事項なしとみなす。

6 入札説明書の配付

公告の日から令和8年6月5日(金)午後5時00分までに前記4(1)の当事業の箇所からダウンロードすること。

7 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時 令和8年6月29日(月)午後2時00分

※入札書を郵送により提出する場合は、前期3の契約事務担当課へ令和8年6月26日(金)午後5時00分までに書留郵便にて必着とする。

<入札書を郵送する場合の留意事項>

- ・期限までに提出先に到着しない場合は無効とする。
- ・郵送に要する費用については、すべて入札参加者の負担とする。

- ・入札書等は、二重封筒（内封筒及び外封筒）により送付すること。
- ・内封筒には必ず、発注案件名、入札者の商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、入札参加資格申請時に登録した使用印鑑で封緘（糊付け、封印）すること。
- ・入札書等の入った外封筒の表には、朱書きで「入札書在中」と記載すること。
- ・入札書に記載する日付は、入札通知書を発した日から、郵送による入札書の提出期限日までの間の日付とすること。入札通知書を発した日より前の日付や、提出期限日より後の日付の入札書は無効とする。

(2) 入札及び開札の場所 千葉市消防局 4階会議室

(3) 入札書類

ア 入札書

イ 委任状（代理人の場合）

ウ 入札通知書（写しでも可）

(4) 入札書に記載する金額

入札金額は、本件委託にかかる一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札保証金

要（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条第1項に該当する場合は、免除とする）

(6) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。なお、入札金額が最低制限価格に満たない場合は、失格とする。

(7) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条に該当する入札

8 その他

(1) 契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は免除とする。）

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 支払条件 前払金有（30%以内）、竣工払い

(4) 契約手続中に不正行為等があった場合は、契約手続を中止することがある。

(5) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(6) 詳細は、入札説明書による。